

公の施設指定管理制度導入に対する評価

評価期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日

施設名	眉山ロープウェイ		
指定管理者	阿波おどり未来継承まちづくり共同体	担当課	にぎわい交流課
指定期間	令和5年4月1日から令和10年3月31日まで	公募・非公募の別	公募
施設の所在地	山麓駅舎:徳島市新町橋2丁目20番地 山頂駅舎:徳島市眉山町茂助が原1番地	事業の概要	眉山ロープウェイ施設維持管理設備等の保守・点検業務、ロープウェイ運転業務、受付業務
施設の概要	山麓駅舎:阿波おどり会館5階 山頂駅舎:鉄筋コンクリート地下1階2階建		

	項目名	令和4年度	令和5年度	項目名	令和4年度	令和5年度
利用状況に関する事	利用者数等	172,632人	178,280人	自主事業参加人数	人	人
	利用回数	回	回	事業開催数	回	回
収支状況に関する事	指定管理料	0千円	0千円	人件費	35,388千円	46,436千円
	利用料収入	77,427千円	80,956千円	管理費	34,449千円	33,121千円
	その他収入	37千円	1,669千円	その他	9,323千円	3,052千円
	収入実績(総額)	77,464千円	82,625千円	支出実績(総額)	79,160千円	82,609千円

自主事業	項目名	令和4年度	令和5年度	項目名	令和4年度	令和5年度
利用状況に関する事	事業内容	山頂展望休憩施設管理、自動販売機設置事業の実施、春と秋マチアノビ声優によるガイドアナウンスの実施	自動販売機設置事業の実施	自主事業参加人数	人	人
収支状況に関する事	収入	2,481千円	650千円	支出	2,831千円	82千円

評価基準・評価項目		指定管理者自己評価コメント	担当課評価
施設管理体制	(1) 法令等遵守	全職員が、法令・徳島市条例・指定管理者要求水準書、安全管理体制・緊急時の体制等の確認、研修を行い、適切な人員を配置しました。また、年に1回の救助訓練、2月の総合点検や索道技術管理者研修の参加、職員間の管理に関する伝達事項の徹底等を実施することで、安心・安全な施設管理運営を行いました。利用促進の取組みについては、ホームページ、SNS等で積極的な情報発信に努めました。	A
	(2) 職員配置		
	(3) 職員研修		
	(4) 利用促進の取組み		
	(5) 設備・備品管理		
	(6) 安全管理体制		
	(7) 緊急時の体制		
利用者に関する業務	(1) 利用状況	新型コロナウイルス感染症が第5類感染症移行に伴い、利用者も増加しました。接客は親切・丁寧を心がけ、利用者には可能な限りご意見をお伺いし、館内にアンケート用紙を設置する等、ニーズを把握し、サービスに反映させるように努めました。	A
	(2) 平等な利用		
	(3) 利用料金		
	(4) 接客対応		
	(5) 個人情報保護		
	(6) サービス向上の取組		
施設管理業務	(1) 保守点検業務	保守計画に基づき機械設備等の点検を行いました。修繕に関しては、大規模なものは徳島市と協議し、小規模な修繕を含め、急を要するものから対応しました。また、清掃については、委託業者のみならず、職員も汚れた箇所があれば、清掃を実施しました。	A
	(2) 清掃等維持管理業務		
	(3) 修繕等維持管理		
事実業	(1) 企画運営事業	9月に阿波おどり会館とロープウェイがコラボレーションしたイベント「月と眉山と阿波おどり」を実施しました。	A
	(2) 自主事業		
経理状況	(1) 施設収支状況	利用者の増加に伴い、収入も増加しましたが、光熱水費やその他の物価高騰により、費用負担もそれ以上に増加しましたが、経費節減に取り組む等、収支改善に努め、黒字を計上することができました。	A
	(2) 指定管理者経営状況		
	(3) 経費の縮減		
評価基準	S:優れている(協定書、仕様書、事業計画書より優れた管理が行われた。) A:適正に管理されている(協定書、仕様書、事業計画書に沿った管理が行われた。) B:一部に改善を要する(協定書、仕様書、事業計画書に記載の一部が実施されなかった。) C:多くに改善を要する(協定書、仕様書、事業計画書に記載の多くの内容が実施されなかった。)		

担当課総合評価コメント		総合評価
令和5年4月から当該施設の管理運営を担い、日々の点検や安全配慮をはじめ、安全運行に努め、機器のトラブルが起こった際の対応について概ね協定書等に沿った管理運営を行うことができました。5月に新型コロナウイルス感染症の国の対応方針が緩和されて以降、利用者数が増加しコロナ禍前の水準まで回復することができました。今後は、混雑やインバウンド対応が求められることが予想されるため、引き続き適切な対応ができるよう期待しています。		A
総合評価基準	S:優れている(各評価基準ごとの担当課評価にSがあり、その他はAである。) A:適正に管理されている(各評価基準ごとの担当課評価が全てAである。) B:一部に改善を要する(各評価基準ごとの担当課評価にBがあり、Cはない。) C:多くに改善を要する(各評価基準ごとの担当課評価にCがある。)	